



安全・安心な地域づくり

特殊詐欺被害防止のための機器を無償貸与します (都内初！犯人からの電話に出ないことが一番)

予算額 2,057 千円

目的・概要

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺が急増しています。被害を防止するには「犯人からの電話に出ないための対策」が有効です。家庭用電話に自動着信拒否装置や自動通話録音機を取り付けることにより詐欺電話や迷惑電話を遮断することができることから、特殊詐欺や電話を使用した犯罪を未然に防止することができます。

内容

1 自動着信拒否装置 (50台：予算額 1,430千円)

迷惑電話として把握されている電話番号及び警察が特殊詐欺に使用されていると認知した電話番号からの着信を拒否する機器（トビラフォン）を、区内居住の希望世帯に無償で貸与します。

トビラフォンを用いた被害防止対策は、都内自治体では初めての試みです。事業開始からまだ3か月程度ですが、多くの迷惑電話をブロックしている実績が報告されていますので、特殊詐欺被害の防止に効果があると考えています。

※トビラフォンの利用にはナンバーディスプレイ契約が別途必要。

2 自動通話録音機 (100台：予算額 627千円)

東京都の自動通話録音機設置促進補助制度を活用し、区内の65歳以上の高齢者居住世帯に無償で貸与します。

※東京都の補助 1台あたり4,000円を上限として、購入経費の1/2



トビラフォン



自動通話録音機

担当所管

■ 危機管理室 生活安全課 生活安全係 直通電話 03-5722-9667
内線番号 (2161)



安全・安心な地域づくり

防犯カメラの設置・運用を支援します (地域の見守り活動の強化)

予算額 25,614 千円

目的・概要

犯罪の未然防止には、地域の防犯ボランティアによるパトロール活動など「地域を見守る目」がとても重要で、防犯カメラは地域の見守り活動を強化補完するものです。区では町会・自治会等による防犯カメラの整備を推進しており、30年度は67台の新規設置を見込み、累計で707台となる予定です。防犯カメラの新規設置はもちろん、維持管理費用についても助成します。

内容

1 防犯カメラの新規設置費用に対する助成 (予算額 23,898 千円)

東京都の「地域における見守り活動支援事業」補助制度を活用し、7団体67台分の防犯カメラ新規設置費用の一部を助成します。

2 維持管理費用に対する助成 (予算額 1,716 千円)

(1) 防犯カメラの電気代

電気代の1/2相当として、防犯カメラ1台につき年額1,800円

(2) 防犯カメラの移設

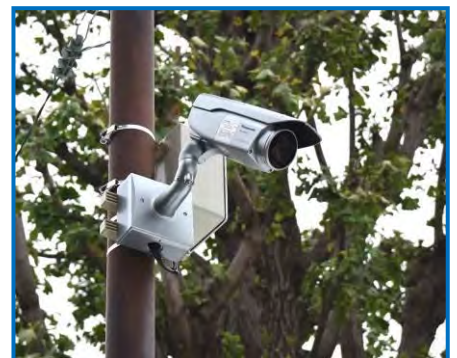
電柱工事等に伴う防犯カメラの移設について、5万円を上限として移設費用の1/2

(3) 防犯カメラの修繕

防犯カメラ部品交換等の修繕について、20万円を上限として修繕費用の1/2

(4) 防犯カメラの共架料

30年度から新たに、防犯カメラの共架料の1/2相当として、東京電力及びNTTの電柱に設置している防犯カメラ1台につき年額650円を助成します。



防犯カメラ (イメージ)

担当所管

■ 危機管理室 生活安全課 生活安全係 直通電話 03-5722-9667
内線番号 (2161)



固定系防災行政無線をデジタル化します

予算額 106,656 千円

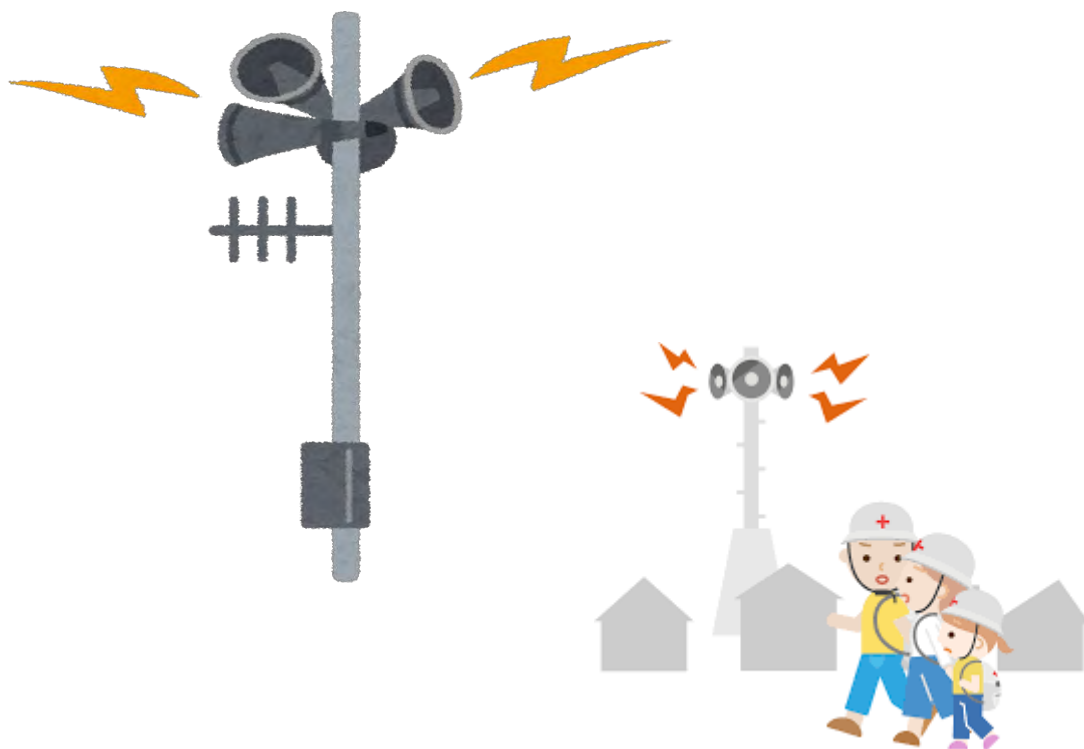
目的・概要

固定系防災行政無線の電波をアナログ方式からデジタル方式に変更します。

内容

区内の小・中学校や公園等に設置している固定系防災行政無線の子局機器を、平成30年度から3ヵ年計画でデジタル方式の電波に対応する機器に更新します。

これにより、全国瞬時警報システム（Jアラート）の受信機などと情報伝達手段の多重化を図ることができます。



担当所管

■ 危機管理室 防災課 直通電話 03-5723-8488
内線番号（6221）



安全・安心な地域づくり

新たな浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成します

予算額 9,731 千円

目的・概要

新たな浸水想定に基づき、水害ハザードマップを作成します。

内容

東京都において、想定し得る最大規模の降雨による洪水・内水はん濫に係る浸水想定区域の見直し検討が進められています。

この見直しを受けて、新たな浸水想定に基づいたハザードマップを作成し、区民に周知します。

※本事業は、平成29年度の実施を予定していましたが、東京都から浸水想定区域の調査結果が示されなかったため、平成30年度に持ち越したものです。



目黒区水害ハザードマップ

担当所管

■ 危機管理室 防災課 直通電話 03-5723-8488
内線番号 (6223)



地域避難所の機能を充実します

予算額 81,716 千円

目的・概要

地域避難所機能の充実を図るため、必要な資機材を購入して配備します。また、保証期限が到来する備蓄物資の入替えを行ないます。

内容

1 地域避難所防災倉庫の購入等

目黒区では、家屋の倒壊や、火災による延焼のため、自宅等に滞在が困難な場合に利用する避難所として、区立の小・中学校など、計38か所を地域避難所に指定しています。このうち、菅刈小学校及び下目黒小学校において、災害時の初動対応に必要な資機材を、迅速に搬出するための防災倉庫の補助倉庫を購入します。また、旧第四中学校は平成30年度に校舎等が解体されることから、防災倉庫を撤去します。

2 備蓄飲料水・食糧品の入替え

平成25年度、平成26年度の2か年で、備蓄食糧数を3日分へ見直し備蓄を行っており、平成25年度に購入した備蓄飲料水・食糧品の保証期限が満了するため入替えを行います。

3 応急救急セットの購入

避難所における応急手当に必要な応急救急セットを地域避難所の防災倉庫に配備します。



担当所管

■ 危機管理室 防災課 直通電話 03-5723-8488
内線番号 (6221)



安全・安心な地域づくり

大規模災害の迅速なり災証明書発行システムを導入します (被災者生活再建支援システムの導入)

予算額 4,764 千円

目的・概要

災害発生時に被災者の早期生活再建を支援するため、被災者生活再建支援システムを導入します。

内容

首都直下地震等大規模災害発生時には、り災証明書発行の前提となる住家被害認定調査等の業務量は極めて膨大となり、業務の効率化が不可欠となります。また、膨大な業務を処理するためには、被災自治体の職員のみでは対応が困難であり、他自治体から多くの応援職員の受け入れが必要となります。

東京都及び都内区市町村では被災者生活再建支援システムの導入を進めており、災害発生時における被災者生活再建支援業務の標準化及び電子化を図り、相互応援体制を整備することで、災害発生時における被災者の早期生活再建を支援します。



担当所管

■ 危機管理室 防災課 直通電話 03-5723-8488
内線番号 (6221)



災害時要配慮者支援対策を推進します

予算額 7,636 千円

目的・概要

災害時、要配慮者に対し、実効性ある避難支援及び避難生活支援がなされるよう必要な事前対策として、無線機（トランシーバー）の整備等を行います。

内容

救助活動で生死を分けるのは発災後3日間と言われています。区の要配慮者支援対策では、3日間にできるだけ多くの要配慮者の安否確認を行う必要があることから、組織的に地域避難所を拠点とした安否確認を行うこととしています。

災害時、民生児童委員や介護事業者、地域住民等により構成された安否確認チームが地域避難所とすぐに連絡をとり必要な対応が図られるよう、無線機（トランシーバー）を平成30年度から4か年で各地域避難所に整備します。

また、防災訓練開催時、要配慮者の安否確認・避難支援訓練も実施します。

このほか要配慮者向け防災行動マニュアルを一部改訂し増刷します。

また、昨年度に引き続き人工呼吸器使用者のための非常用発電機を購入するほか、たん吸引器も購入します。



担当所管

■ 健康福祉部 健康福祉計画課 要配慮者支援係 直通電話 03-5722-9689
内線番号（2805）



安全・安心な地域づくり

安全・快適な自転車走行環境を整備します

(総合的な自転車対策の推進)

予算額 14,482 千円

目的・概要

自転車適正利用の普及啓発や放置自転車撤去等の対策、自転車走行環境整備により、自転車の事故防止及び通行の円滑化を図ります。

内容

駅周辺の自転車走行環境整備

目黒区自転車走行環境整備計画（平成30年3月策定予定）に基づき、駅周辺の自転車走行環境整備を行います。また、交通管理者と連携し、整備にあわせて自転車交通ルール等の周知活動を行います。

◆目黒区自転車走行環境整備計画素案の概要

1 計画の目的

自転車利用者の交通事故防止と安全運転マナーの向上を図るため、自転車交通ルールの周知や啓発活動等を連携して取り組み、区民が安全に安心して通行できる自転車走行環境を整備することを目的とします。

2 基本方針と計画期間

- ・基本方針1 自転車交通ルールの周知啓発・安全運転マナーの向上
- ・基本方針2 安全に走行できる走行環境の整備
- ・基本方針3 国、都、隣接区の計画路線を踏まえたネットワーク形成
- ・計画期間 平成30年度から平成39年度までの10年間



整備事例
(自転車ナビマーク)

担当所管

■ 都市整備部 土木工事課 土木計画係 直通電話 03-5722-9764
内線番号 (3171)



安全・安心な地域づくり

だれもが利用しやすい街づくりを進めます

(自由が丘駅周辺地区の整備) (目黒駅周辺地区の整備)
(中目黒駅周辺地区の整備) (地区生活拠点の整備)

予算額 176,848 千円

目的・概要

「目黒区都市計画マスタープラン」において、自由が丘・目黒・中目黒駅周辺地区は広域生活拠点に位置づけられ、商業、業務、住居などの都市機能を有し、子どもから高齢者まで、だれもが利用しやすい道路や教育・文化・福祉などの施設が整備された、広域的な中心拠点にふさわしい地区の実現を目指しています。また、学芸大学・祐天寺駅周辺地区は地区生活拠点に位置づけられ、商業施設をはじめ地域コミュニティを支える多様な都市機能をだれもが利用しやすい道路や公共施設を整備し、日常的な活動や交流の中心となる拠点として整備を進めています。

内容

1 自由が丘駅周辺地区の整備 (予算額 39,079 千円)

自由が丘駅周辺地区における都市計画道路と一体的な沿道まちづくり及び街づくり活動支援を行います。

2 目黒駅周辺地区の整備 (予算額 7,964 千円)

下目黒一丁目地区街づくり計画策定調査、街づくり組織運営支援及び目黒駅周辺地区街づくり活動支援を行います。

3 中目黒駅周辺地区の整備 (予算額 76,666 千円)

中目黒駅周辺地区整備計画改定、街づくり活動支援、目切坂の道路改良工事を行います。

4 地区生活拠点の整備 (予算額 53,139 千円)

学芸大学駅周辺地区あんしん歩行エリア形成事業計画に基づく整備工事及び商店街の街づくり活動支援、祐天寺駅周辺地区における整備構想策定を行います。



担当所管

■ 都市整備部 都市整備課 街づくり調整係(学芸大学・祐天寺地区)

直通電話 03-5722-9714 (内線 2921)

地区整備課 地区整備係 (自由が丘地区)

直通電話 03-5722-9430 (内線 2935)

地区整備課 地区整備係 (目黒・中目黒地区)

直通電話 03-5722-9673 (内線 2927)



空家等対策計画（仮称）を策定します

予算額 4,337 千円

目的・概要

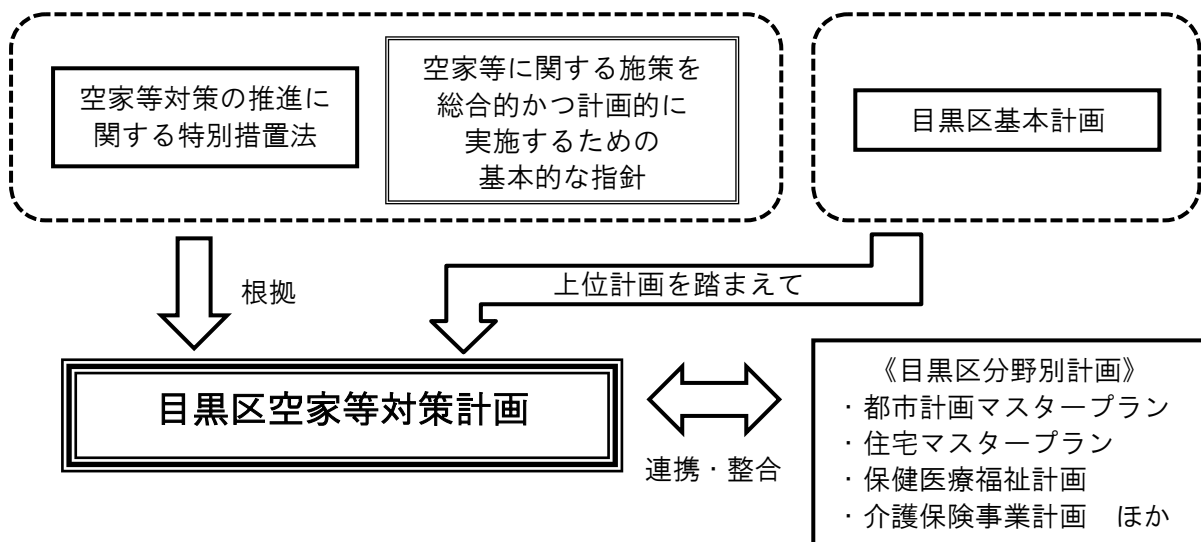
空家は全国的に問題となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「特措法」という）が平成27年5月に全面施行されました。

目黒区では、平成28年度に空き家等の実態調査を実施し、空き家の可能性が高い家屋が664棟確認されました。さらに、空き家の市場流動性を把握するため、664棟について、平成29年度、空き家等動向調査を行い、約3割が除却・建て替え・居住等の変化が見られることが判りました。

調査結果から把握した区内の空き家の特性を踏まえ、目黒区の生活環境の保全を図ることを目的として、空家等対策計画を策定します。

内容

空家等対策計画は、特措法第6条に基づく計画とし、目黒区基本計画の補助計画とするともに区に関連計画と整合を図るものとします。



計画策定にあたっては、目黒区空家等対策計画の作成に関する協議を行うため、区民及び関係団体、学識経験者等による協議の場を設置して検討するとともに、パブリックコメントを行い、広く区民の意見を聴いてまとめていきます。

担当所管

■ 都市整備部 都市整備課 空家対策調整係 直通電話 03-5722-8692
内線番号 (2929)



土砂災害に備え建築物の改修・移転を支援します
(土砂災害特別警戒区域内における建築物)

予算額 5,711 千円

目的・概要

土砂災害特別警戒区域内に建てられている既存住宅等に対し、改修・移転費用の一部を助成します（平成30年度中に目黒区内に土砂災害特別警戒区域が指定される見込みです）。

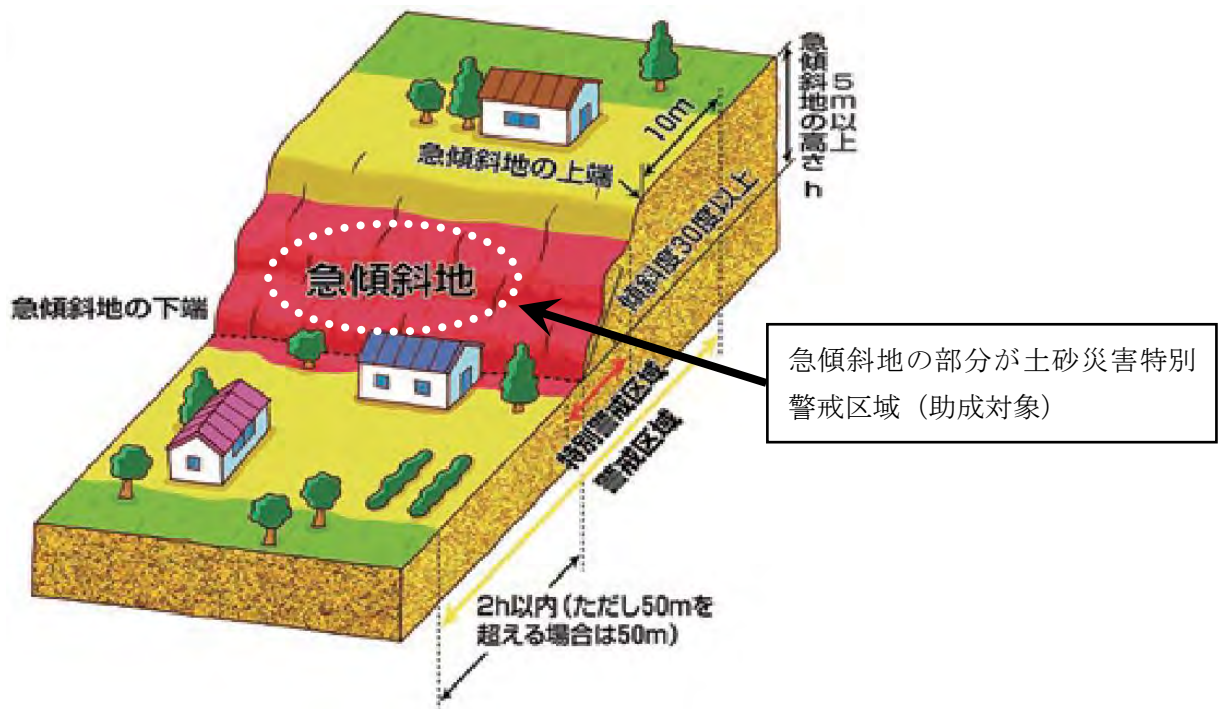
内容

1 改修支援

土砂災害特別警戒区域内の既存住宅等について、土砂崩れに対して構造耐力上安全性を有する外壁や塀の設置に要する工事費の一部を助成します。

2 移転支援

土砂災害特別警戒区域内の既存住宅から別の場所に移転する場合に、既存住宅の除却費用と移転先住宅の取得費（建物、土地）にかかる借入金の利子相当額を助成します。



担当所管

■ 都市整備部 建築課 耐震化促進係 直通電話 03-5722-9490
内線番号 (3387)